

福岡市介護支援ボランティア事業 活動者向けハンドブック

福岡市
福岡市社会福祉協議会

はじめに

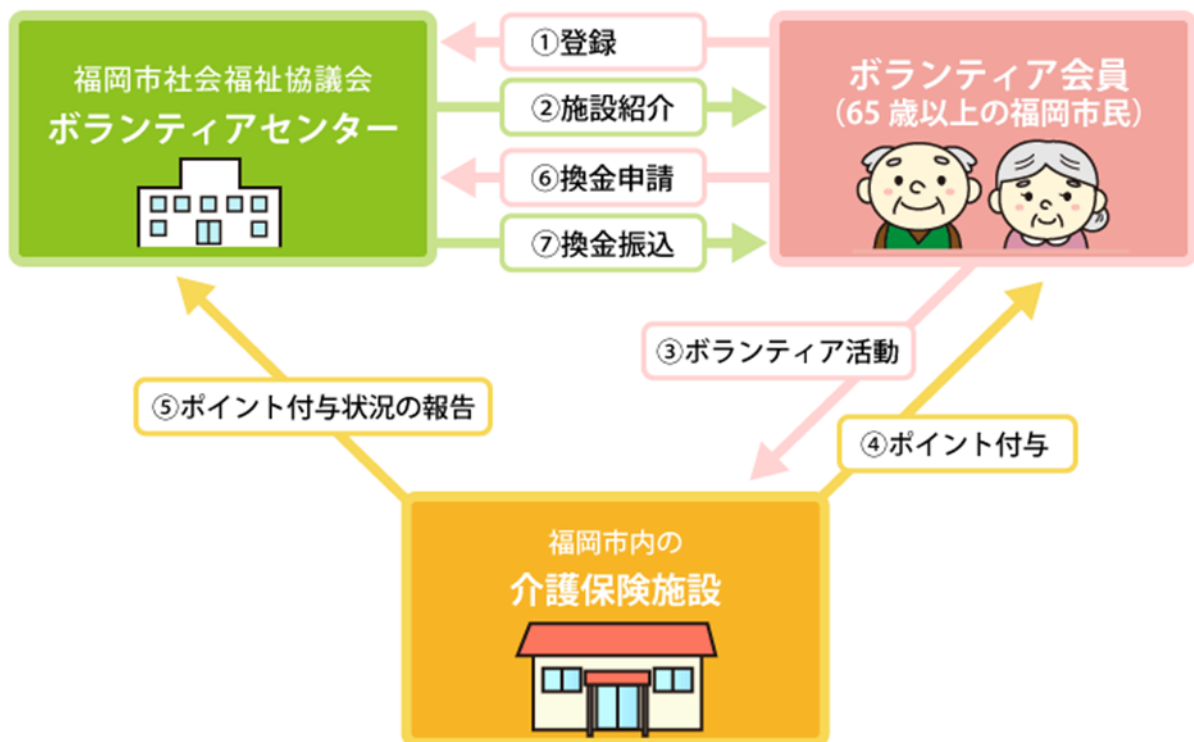
この度は介護支援ボランティアにご登録いただきありがとうございます。

介護支援ボランティア事業は皆様の「健康づくり」と、介護予防・社会参加・地域貢献を通じた「生きがいつくり」を促進するとともに、介護保険施設等と地域住民とのつながりを持つことで、施設利用者の生活をより豊かにすることを目的として実施しています。

また、この事業では、ボランティア活動をすることでポイントが付与され、年間で貯まったポイントを換金または寄付することができます。

この機会に、ボランティア活動の第一歩を踏み出しましょう。

介護支援ボランティア事業の仕組み（イメージ図）



※ボランティアセンターに受入機関指定申請をし、指定された施設

出典：福岡市 HP

目 次

1 介護支援ボランティア事業の概要	1ページ
2 保険について	3ページ
3 活動を始めるとき	4ページ
4 ボランティア活動をする際の心得	5ページ
5 研修・講座について	6ページ
6 ボランティアとは	7ページ
7 高齢者施設について	8ページ
8 認知症について	9ページ
9 感染対策について	11ページ

福岡市介護支援ボランティア事業 (Q&A)	12ページ
登録について	13ページ
活動について	14ページ
ポイントについて	15ページ
介護支援ボランティア事業についての問い合わせ	16ページ



1. 介護支援ボランティア事業の概要

(1) ボランティア登録の対象者

介護支援ボランティアとして登録できる方は、満年齢65歳以上の福岡市民です。
(福岡市介護保険制度の第1号被保険者)

(2) 活動する場所(受入施設)

介護支援ボランティア活動の対象となっている施設は、高齢者に対する介護サービスを提供している施設であり、福岡市ボランティアセンターへ受入施設として申し出たところになります。※市外に所在する施設は対象外です。

<施設・サービス>

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※略称:特養
- ・介護老人保健施設 ※略称:老健
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活介護(ショートステイ) 等

(3) 介護支援ボランティアの対象となる活動(主な例)

- ・レクリエーションの補助(囲碁・将棋・麻雀・書道・茶道・華道・折り紙・
絵手紙・手工芸等)
- ・芸能の披露
- ・話し相手
- ・行事の手伝い(祭り・敬老会・誕生会・クリスマス会等)
- ・食事・調理場の補助(お茶だし・配膳・下膳等)
- ・入浴時の補助(ドライヤーかけ・整髪等)
- ・施設利用者の使用する場所の片付けや衣類整理
- ・散歩、屋内移動の補助
- ・美容(理美容<要資格>・メイク・ハンドケア・ネイル等)
- ・介護支援ボランティア事業の講座、研修への参加

(4) 介護支援ボランティアの対象とならない活動

- ・施設職員が行うべき行為（食事介助やオムツ交換などの身体介護）
- ・自家用車及び施設の車を運転して行う活動
- ・報酬、謝礼金が支払われている活動
※活動中の交通費や食事または原材料費等の、費用弁償程度の支給は除く
- ・親族に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動
(例) 施設を使用する他団体の活動への参加

(5) ポイントについて

介護支援ボランティアとして1時間以上の活動を行うと、スタンプ1個（200ポイント）が付与されます（同じ日に何回活動しても1日200ポイントが上限）。介護支援ボランティア活動のポイント集計期間は1月～12月です（暦年単位）。この間に貯まったポイントを交換（換金もしくは福岡市社会福祉協議会へ寄付）できます。ポイント交換の上限は、年間5,000ポイントとしているため、5,000ポイントを超えるポイントは交換対象になりません。

ポイントの交換の申請手続きのお知らせは、概ね毎年12月末に介護支援ボランティア登録の方全員へお知らせします。交換可能なポイント数を確認したうえで、申請をしてください。

<ご注意ください>

- ・指定の期間に申請がない場合は、ポイント交換はできません。
- ・介護保険料を滞納している場合は換金できません。
- ・登録者がお亡くなりになった場合は申請できません（相続人による申請も不可）。

(6) ホームページでの情報発信

介護支援ボランティア事業の内容・研修、講座のお知らせ・受入施設の一覧については、福岡市ボランティアセンターのホームページにて随時発信しています。

ホームページアドレス

<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/support/volunteercenter.html>

(7) その他

住所や電話番号など登録内容が変わった場合は、速やかに福岡市ボランティアセンターまでお知らせください。また、研修・講座の案内や、ポイント交換のお知らせ等の文書が届いてない場合にも、ご連絡をお願いします。

福岡市ボランティアセンター電話番号：092-713-0777

2. 保険について（NPO 活動総合保険）

介護支援ボランティア事業の登録者は、自動的に保険に加入しています。事務局で加入続きをしていますので、ご自身による手続きや保険料の負担はありません。

この保険は、活動中（介護支援ボランティア事業での活動中に限る）に起こる事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。

<事故が発生した場合>

ボランティア活動中に事故が発生した場合は、速やかに施設等のボランティア担当者、福岡市ボランティアセンターにご連絡ください。

☎ボランティアセンター電話番号：092-713-0777

【補償の種類】

① 賠償責任保険

- ・活動中に物を壊してしまった場合
- ・活動中に活動の対象者にケガをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害などにより、活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

② 傷害保険

- ・活動者自身が活動中にケガをしてしまった場合
- ・活動者が自宅と活動場所との往復途中にケガをした場合
- ・活動者自身が活動中の飲食によって食中毒になった場合

*補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。

*事故の状況によって補償ができない場合もあります。

【補償金額】

賠償責任保険	第三者賠償	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
		管理財物	1事故・保険期間中	50万円（現金は10万円）
		人格権侵害	1名（1事故・保険期間中）	50万円（100万円）
	事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用	死亡		50万円
		後遺障害		2万円～50万円
入院日数に応じ2～10万円／通院日数に応じ1～5万円				
傷害保険	死亡		800万円	
	後遺障害		800万円～32万円（1等級～14等級）	
	入院日額		8,000円	
	手術保険金		入院日額の5・10倍	
	通院日額		5,000円	

3. 活動を始めるとき

- (1) ご登録の方には、年毎にボランティア手帳が配布されます。ボランティア手帳が届いたら、必ず登録番号・氏名・電話番号を記入してください。
- (2) 受入施設一覧から活動したい施設を探してください。ボランティア本人から施設に連絡し、施設担当者とボランティア活動の内容、曜日、時間帯など話し合ったうえで、活動を始めてください。実際の活動に入る前に、施設の雰囲気・場所・交通機関の確認をするための事前の見学をお勧めします。なお、ボランティア活動が初めての方や活動場所の選び方がわからない、連絡するのが不安などございましたら、お気軽に福岡市ボランティアセンター・各区ボランティアセンターへご相談ください。
- (3) 活動する時は受入施設にボランティア手帳を提出し、活動終了までに施設担当者よりスタンプを押印してもらってください（スタンプのデザインは2種類）。また、施設にある活動記録表に、活動日・登録番号（個人）・氏名・活動時間・内容を記入してください。

※ご自身のボランティア手帳の活動した日の欄に、スタンプ押印と施設の指定番号記入があるか、活動記録表の記載漏れ・間違いがないか等、確認をお願いします。

ボランティア手帳（ポイントスタンプ押印欄）

スタンプの下に受入機関番号を記載してもらいましょう

（スタンプ押印例）



活動記録表（活動先の施設にある様式）

福岡市ボランティアセンター行(FAX：092-713-0778)

「福岡市介護ボランティア」活動記録表(月活動分) / 枚目

指定番号	○○○○			施設名	○○△△施設		
				担当者名	☆☆☆☆	T E L	123-4567
活動日	登録番号	氏名	活動時間帯	時間	内容 ※複数選択可	備考	
			: ~ :		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
			: ~ :		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
2/15	H123	ボラセン 花子	10:00~13:00	3	① 2 3 4 5 6 7 8 9 ⑩	縫い物	
			: ~ :		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
					1 2 3 4 5		

4. ボランティア活動をする際の心得

(1) 常に、相手への思いやりを持って活動しましょう。

不用意な発言が利用者の心を傷つけることがあります。常に、自分が相手の立場になり思いやりを持って接しましょう。声かけをしながら、相手の気持ちに合わせて行動しましょう。

(2) 守秘義務を必ず守りましょう

活動で知り得た個人の情報は口外しないでください。信頼関係は約束や秘密を守ることによって得られるといっても過言ではありません。

(3) 良好なコミュニケーションにより信頼関係を築きましょう

施設に入る時や活動に入る時は、施設職員に活動に来たことを伝えてください。活動先で進んで挨拶を交わしコミュニケーションをとる事は、より良い信頼関係を築き、スムーズな活動へつながります。

(4) ルールやマナー、約束を守り、責任をもって活動しましょう

病気や急用で行けない・遅刻する等の予定の変更は、活動先に必ず連絡してください。また、活動中は、携帯電話の音が鳴らないようマナーモードにする等の配慮をしてください。施設では、安全を守るためや利用者に対するサービスを適正に進めるためのルールや方針が決められています。わからないことがある時は、必ず施設職員に指示を仰いでください。

(5) 自分本位の活動をしないようにしましょう

「こうしたほうがよい」という自分の考えが、必ずしも利用者や施設職員から受け入れられるとは限りません。考え方や行動はひとそれぞれです。利用者の立場を考え、自己をコントロールできる心が大切です。

(6) 無理をせず、家族や職場など周囲の理解を得ることで、継続的に活動しましょう

余裕を持った活動の計画を立て、長続きするようにしましょう。家族や友人など周囲の理解と協力を得ることが、長期的・スムーズなボランティア活動につながります。

(7) ご自身の健康と安全に十分注意しましょう

少しでも体調に不安を感じた場合は、活動を控えましょう。熱や咳、下痢などの症状がある時は、利用者に感染させてしまう恐れもあります。施設では健康や衛生に特に気をつけていますので、予防や感染対策などご協力をお願いします。

(8) 一人で悩まず相談しましょう

活動の、様々な疑問や悩みをひとりで抱え込むと、活動の継続が難しくなります。ぜひ、施設職員の方やボランティアセンターへご相談ください。

(9) 機会を見て、活動を振り返りましょう

活動や仲間との会話の中で心に残った事や施設の職員からの助言など、ボランティア手帳等にメモをしておくことで活動を振り返ることができ、次の活動に活かします。

(10) 楽しく活動しましょう

自分自身が楽しみながら活動することが長続きの秘訣です。あなたの気持ちは相手に伝わります。活動の喜び・楽しみを見つけましょう。

5. 研修・講座について

介護支援ボランティア事業では、ボランティア活動の参考となる研修や講座を開催しています。情報はボランティアセンターのホームページやお知らせの送付等でご案内をします。なお、介護支援ボランティア事業として開催する研修・講座への参加も、ポイント付与の対象となります。

6. ボランティアとは

ボランティアというと「慈善」や「奉仕」という言葉が思い浮かび、「自分にはちょっと難しい」「特技も持ってないし」とためらいがちですが、実際は特別なものではなく、ちょっとした気配りや思いやりの心からスタートするものです。活動している方も「興味があるから」「誰かの役に立ちたい」「今の生活を変えたい」など、それぞれの思いや考えで活動されています。みなさんが今まで培ってきた経験や知識は大きな財産です。ぜひ、ボランティア活動に活かしてください。

- ・「やってみたい」という気持ちが大切
ボランティア活動は自分がやりたいと思う「自主性」が大切です。「自分にできることでやってみよう」という自由な意思がボランティアの原点です。
- ・お金では得られない出会い・感動・喜び
ボランティアは、活動による見返りや対価を求めない「無償」の活動です。なお、交通費や昼食代などの実費は、無償の範囲内としています。介護支援ボランティア事業は、実費（交通費程度）を受け取るという考えで1日200ポイント（200円）付与されます。
- ・仲間とともに、楽しみながら住みよい社会をつくる
ボランティアは自分だけでなく他者のことを思い、共に支え合うよりよい社会をつくっていくことにつながる活動です。「してあげる」「してもらう」ではなく、対等な関係を築くことがボランティアの理想の形です。
- ・社会を変えていく、新たな仕組みをつくる
時代の変化によって、地域や社会にある困りごとや課題は日々変わっていきます。今何が必要なのかという視点で、柔軟に新たな活動を創り出していける「先駆性」をボランティアは持っています。小さな気づきが社会を変えていくきっかけになります。

7. 高齢者施設について

サービス種類	説明
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護, 医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護医療院・介護療養型医療施設	療養上の管理, 看護, 医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練, その他必要な医療を行う。
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホームのうち入居定員が29人以下の施設。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者(要介護者)を対象に共同生活(5~9人)を通し, 入浴, 排泄, 食事等の日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム, ケアハウス(その入居定員が30人以上であるもの)等に入居している要介護者について, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練及び療養上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム, ケアハウス(その入居定員が29人以下であるもの)等に入居している要介護者について, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練及び療養上の世話を行う。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など, 複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。
認知症対応型通所介護 (デイサービス)	認知症高齢者(要介護者)に, デイサービスセンターなどで, 通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
通所介護(デイサービス)	通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で, 通所により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所し, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し, 看護, 医学的管理の下に介護, 機能訓練その他必要な医療, 日常生活上の世話を行う。

8. 認知症について

介護保険施設等では、認知症の方も生活しています。そこで、ボランティア活動をする場合は、認知症の人への対応も学んでおく必要があります。

認知症の人やその家族が、認知症という困難を抱えて困っている人であるということに思いをはせること、認知症を抱える人が安心して生活ができるように支援するという姿勢が重要です。

(1) 認知症とは

脳は、私たちのほとんどあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、いろいろな原因で脳細胞の働きが悪くなったためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）を指します。

(2) 認知症の人への対応

<基本姿勢>

認知症の方への対応の心得 “3つの「ない」”

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

認知症の人と対応には、認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解していることが必要です。そして、偏見をもたず、認知症は自分たちの問題であるという認識をもち、認知症の人を支援するという姿勢が重要になります。

認知症の人だからといってつきあいを、基本的には変える必要はありませんが、認知症の人には、認知症への正しい理解に基づく対応が必要になります。

<出典：認知症サポーター養成講座標準教材「認知症を学び地域で支えよう」>

<認知症の方への具体的な対応の7つのポイント>

見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人やほかの人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎや、ジロジロ見たりするのは禁物です。

余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。

声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか」「お手伝いしましょうか」「どうなさいました?」「こちらでゆっくりどうぞ」など。

相手の目線に合わせてやさしい口調で

小柄な方の場合は、体を低くして目線を同じ高さにして対応します。

おだやかに、はっきりした滑舌で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくりとはっきりした滑舌を心がけます。早口、大声、甲高い声でまくしたてないこと。その土地の方言でコミュニケーションをとることも大切です。

相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の反応を伺いながら会話をしましょう。たどたどしい言葉でも、相手の言葉をゆっくり聴き、何をしたいのかを相手の言葉を使って推測・認識していきます。

<出典：認知症サポーター養成講座標準教材「認知症を学び地域で支えよう」>

9. 感染対策について

活動先施設は、高齢者や基礎疾患を有する人など重症化のリスクが高い方も多くおられます。体調管理を行い、万全の健康状態でボランティアに臨みましょう。なお、体調が悪い場合は、無理せず活動を見合わせることも大切です。

※マスクの着用について

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更になり、感染対策は個人・事業者の判断が基本となりましたが、高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する高齢者施設等の訪問時は、マスクを着用することが推奨されています（事業者の判断でマスク着用を求められる場合があります）。

(1) 活動中の感染対策について

受入れ施設の意向やルールを確認し、双方が安心・納得して活動ができるようにしましょう。

(2) 感染リスクを減らすために

活動前や活動中は、可能な範囲で手指消毒・手洗いを実施して、活動後・帰宅後に石鹸での手洗い・うがいを実施するなど、感染リスクを減らす行動を心掛けましょう。

※国（厚生労働省）のチラシも参考にしてください。

《参考》令和5年4月18日

厚生労働省「高齢者施設等における感染対策等について」より

1. 日頃からの感染対策

(1) マスクの着用

○ (略)

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとされました。

○ その上で、高齢者等重症化リスクが高い者が多く生活する高齢者施設等への訪問時にはマスクを着用することが推奨されるとともに、高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとされています。

福岡市介護支援ボランティア事業 Q&A
(ボランティア活動者向け)

■登録について

Q：登録するにはどのようにしたらよいですか。

A：市社協、各区社協のボランティアセンターで随時受け付けております。登録の際は、資格を確認するため、「介護保険被保険者証」（みどり色）をご持参ください。お忘れの場合は、運転免許証、健康保険証などの身分証明書でご本人の確認をした後、保険者（福岡市）へ照会し資格の確認をいたします事をご了承ください。

Q：登録について年齢制限はありますか。

A：福岡市在住の65歳以上の方（福岡市の介護保険制度の第1号被保険者）であって、介護支援ボランティアとして活動したい意欲のある方であれば、どなたでも登録できます。年齢の上限はありません。

Q：なぜ65歳未満の人は参加できないのですか。

A：介護支援ボランティア事業は、65歳以上の第1号被保険者がボランティア活動を通じて、ご本人の健康増進、介護予防、社会貢献、生きがいつくりにつなげることを目的として行うものです。この事業は、福岡市が実施する介護保険の地域支援事業（介護予防事業）の一つであり、65歳以上の方が負担する介護保険料が財源の一部となっていることから、事業の対象者は、65歳以上の福岡市市民に限定しています。

Q：1か月後に65歳になりますが登録はできますか。

A：介護支援ボランティアの登録は、65歳からとなりますので、65歳になる前から登録することはできません。

Q：介護保険料を滞納しているとボランティア登録できないのですか。

A：介護保険料を滞納している方でも、登録してポイントを貯めることはできます。ただし、ポイントを換金・寄附をすることはできません。ポイントを換金・寄附する際に、申請者の介護保険料納付状況を確認しています。

■活動について

Q：介護支援ボランティアに登録しておく、受入施設から活動について連絡があるのですか。

A：基本的には、ボランティア本人が、受入施設一覧の中から希望する施設を選んでいただき、受入施設に直接連絡をとっていただきます。受入施設とボランティア活動の内容、曜日、時間帯など話し合ったうえで、活動をはじめてください。実際の活動に入る前に、施設の雰囲気を知るための施設見学をお勧めします。

なお、初めての方やどのように活動場所を選んだらよいかわからない場合は、福岡市ボランティアセンターもしくは各区のボランティアセンターへご相談ください。

Q：対象とならない活動としてどのようなものがありますか。

A：福岡市の介護支援ボランティア事業では、以下の活動を対象外としています。

- ・施設職員が行うべき行為（食事介助やオムツ交換などの身体介護）
- ・自家用車及び施設の車を運転して行う活動
- ・報酬、謝礼金が支払われている活動
※活動中の交通費や食事または原材料費等の、費用弁償程度の支給は除く
- ・親族に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動
(例) 施設を使用する他団体の活動への参加

Q：民生委員の活動は対象となりますか。

A：民生委員としての活動は、事業の対象外となります。

ただし、民生委員としての活動ではなく、個人として事業に参加するのであれば対象となります。

Q：受入施設から謝礼金を受け取ることは可能ですか。

A：受入施設からボランティア活動に対する謝礼金を受け取る場合は、この事業の対象外とします。(ポイントは付与されません)

■ポイントについて

Q：介護支援ボランティア手帳を忘れた場合、ポイントは付与されないのですか。

A：介護支援ボランティアで活動を行うときは、必ず介護支援ボランティア手帳を持参してください。手帳を忘れた場合は、施設担当者に忘れた旨を伝えてください。次回、当該施設で介護支援ボランティア活動を行う際に、ポイントを付与しますので施設担当者へお申し出ください。ポイントの申請までに、当該施設に行く機会がない場合は、ボランティアセンターにご相談ください。

Q：グループで行う活動でも、ポイントを付与されますか。

A：グループでボランティア活動を行う場合であっても、65歳以上の方で登録済の方であればポイントを付与します。（介護支援ボランティアの登録は個人単位です。グループでの登録はできません。）

Q：今年5,000ポイント以上貯まった場合、超えた分のポイントを翌年に繰り越すことはできますか。

A：ポイントを翌年に繰り越すことはできません。限られた財源の中で事業を実施しているため、換金の上限額は5,000円（＝5000ポイント）としています。

Q：寄附はどこに対してできるのですか。

A：福岡市介護支援ボランティア事業では、活動によって貯めていただいたポイントを「福岡市社会福祉協議会」へ寄附することができます。

Q：年の途中で市外へ転居する場合、ポイントを換金することはできますか。

A：福岡市から転居する前の介護支援ボランティアの活動は、ポイントの対象となります。福岡市社会福祉協議会ボランティアセンターにご連絡頂きましたら新しい転居先に「ポイント交換申出書」を送付いたします。なお、市外へ転居されてからの介護支援ボランティアの活動は、ポイントの対象になりません。

介護支援ボランティア事業についての問い合わせ先

福岡市社会福祉協議会ボランティアセンター

福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ2階

TEL：713-0777/FAX：713-0778

◆東区社会福祉協議会・東区ボランティアセンター

福岡市東区箱崎2-54-27 東保健所内1階

TEL：643-8922/FAX：643-8923

◆博多区社会福祉協議会・博多区ボランティアセンター

博多区博多駅前2-8-1 博多区役所6階

TEL：436-3651/FAX：436-3652

◆中央区社会福祉協議会・中央区ボランティアセンター

福岡市中央区大名2-5-31 中央区役所1階

TEL：737-6280/FAX：737-6285

◆南区社会福祉協議会・南区ボランティアセンター

福岡市南区塩原3-25-1 南区役所別館1階

TEL：554-1039/FAX：557-4068

◆城南区社会福祉協議会・城南区ボランティアセンター

福岡市城南区鳥飼5-2-25 城南区保健所1階

TEL：832-6427/FAX：832-6428

◆早良区社会福祉協議会・早良区ボランティアセンター

福岡市早良区百道1-1-1 UMIBE BLD1階

TEL：832-7383/FAX：832-7382

◆西区社会福祉協議会・西区ボランティアセンター

福岡市西区内浜1-7-1 ウエストコート姪浜北山興産ビル1階

TEL：895-3110/FAX：895-3109